

保護者の皆さんへ

辰野町教育委員会

辰野町塩尻市小学校組合教育委員会

就学援助制度についてのお知らせ

ご入学ご進学おめでとうございます。

辰野町並びに辰野町塩尻市小学校組合教育委員会では、すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、条件が当てはまる保護者へ学用品費や学校給食費等の一部の援助を行っています。

1. 援助を受けられる方 ※生活保護受給者の方については別途お知らせします。

(1) 申請時、辰野町に居住している保護者（両小野小学校については塩尻市北小野居住を含む）

(2) 就学援助の認定基準に該当する方

- 1 住民税が課税されていない。
- 2 住民税及び国民健康保険税、国民年金保険料の減免を受けている。
- 3 児童扶養手当の支給を受けている。
- 4 世帯更生資金貸付を受けている。
- 5 生活保護が廃止・停止になった。
- 6 保護者の職業が不安定で生活が困難である。
- 7 その他特別な事情がある場合 等

(3) その他学校長または民生委員が特に援助を必要と認める方です。

2. 《参考》令和5年度年間援助費支給例

(1) 学用品・通学用品購入費	小学校 11,630 円	中学校 22,730 円
(2) 校外活動費（宿泊有無）	小学校5年生 3,690 円(有)	中学生 2,130 円(無)
(3) 修学旅行費	小学校 22,690 円	中学校 60,910 円
(4) 新入学児童生徒学用品費	小学校 54,060 円	中学校 63,000 円
(5) 学校給食費	小学校 53,000 円	中学校 62,000 円

※ 額については、改定する場合や実際に児童生徒にかかる経費等により変更があります。

3. 就学援助費の申請について

(1) 就学援助の受給を希望する方は、別紙申請書に記入・押印の上、担任へ提出してください。

※年度申請となりますので、昨年認定されていた方で今年度も援助を希望される場合は必ず提出してください。また、小学校1年・中学校1年の保護者で入学前の新入学学用品費を受給した方も、必ず申請書を提出してください。

(2) 前年と収入の状況が異なる特別の理由がある場合には、申請書の「援助を受けたい理由」の欄に明記してください。

(3) 年度の途中で経済状況に変化を生じた時は、その時点で学校又は教育委員会に相談してください。

4. お問い合わせ先

〒399-0493 辰野町中央1番地

辰野町教育委員会 学校支援課 学校教育係（担当：翠川）

TEL 0266-41-1111（内線 2506）